

多治見市美濃焼ミュージアム 指定管理者候補団体決定要領

多治見市では、多治見市美濃焼ミュージアム（以下「美濃焼ミュージアム」という。）について、平成 24 年 4 月 1 日より多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成 23 年条例第 20 号）第 4 条に基づき、指定管理者による管理運営制度を行っています。

美濃焼ミュージアムの指定管理につきましては、多治見市公の施設に係る指定管理者の指定管理手続等に関する条例（平成 16 年条例第 26 号）第 2 条ただし書及び同条例施行規則（平成 16 年規則第 62 号）第 2 条第 3 項第 5 号の規定により、非公募とします。

ただし、この場合におきましても事業計画書等の提出は必要であるため、以下の要領により必要書類を提出してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）
- (3) 国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (5) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 26 号。以下「手続条例」という。）
- (6) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 62 号。以下「手続規則」という。）
- (7) 多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成 23 年条例第 20 号。以下「設管条例」という。）
- (8) 多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 23 年規則第 64 号。以下「設管条例施行規則」という。）
- (9) 多治見市行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）
- (10) 多治見市個人情報保護条例（平成 8 年条例第 25 号）
- (11) 多治見市個人情報保護条例施行規則（平成 9 年規則第 4 号）
- (12) 多治見市情報公開条例（平成 9 年条例第 22 号。以下「情報公開条例」という。）
- (13) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (14) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (15) その他管理運営に適用される法令等

1 対象施設

- (1) 名 称 多治見市美濃焼ミュージアム
- (2) 設置目的 美濃焼の歴史及び文化に関する資料を収集し、保存するとともに、これを広く一般に公開し、美濃焼の魅力を広く周知することにより、もって市民文化の向

上及び産業振興に資することを目的とする。

(3) 所在地 多治見市東町1丁目9番地の27

(4) 施設概要

ア 沿革

昭和25年6月 県下唯一の美濃古陶器陳列所として多治見市本町5丁目多治見商工会議所倉庫を改造し、発足。

昭和37年5月 多治見市民センター建設に伴い、美濃古陶器陳列所を移転し、常時公開となる。

昭和46年4月 多治見市陶元町の旧岐阜県陶磁器試験場に移転。三市一町の運営による(財)岐阜県陶磁器陳列館を設立し、岐阜県陶磁器陳列館として財団法人が運営

※旧陶磁器試験場用地・建物(普通財産・教育委員会所管)を財団法人へ無償貸与した。

※財団は東濃3市1町で設立、理事長は多治見市長。

昭和63年4月 多治見市東町へ新築移転し、名称を岐阜県陶磁資料館と改め、財団法人が運営

※県が施設整備を行い、用地・建物(普通財産・産業労働部所管)を財団法人へ無償貸与した。

平成22年1月 施設移管について岐阜県より打診。

平成23年2月 施設移管について庁内合意形成。

平成23年9月 「多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例」議決

平成24年3月 (財)岐阜県陶磁資料館解散

平成24年4月 多治見市美濃焼ミュージアム運営開始

平成24年4月1日～ 当該土地を岐阜県より多治見市に無償貸与

平成24年4月1日 当該建物を岐阜県より多治見市に無償譲渡

イ 敷地 多治見市東町1丁目9番27 面積5,600㎡

ウ 施設内容 壁式鉄筋コンクリート造平屋建 床面積1,349.95㎡

展示室 473.64㎡ 収蔵庫・展示準備室 183.96㎡

研究室・研修室 225.36㎡

事務管理室(館長室・事務室) 46.2㎡

その他(エントランスホール・倉庫・WC・機械室) 420.79㎡

エ 付属設備 倉庫 鉄筋コンクリート造陸屋根 27.52㎡

資料収蔵用プレハブ倉庫 1.5間×1間 1棟 1.5間×3間 3棟

駐車場 普通乗用車50台 大型観光バス4台

2 管理の基準

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで（入館は午後4：30まで）
- (2) 休館日 ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初の休日でない日）
 イ 12月28日から翌年の1月3日までの日
- (3) 開館時間及び休館日の変更
 指定管理者は、展示替等で必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は休館日を変更、若しくは臨時に休館日を定めることができます。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 美濃焼ミュージアムの観覧及び利用の許可に関すること。
- (2) 観覧料及び利用料金の収受に関すること。
- (3) 美濃焼ミュージアムの維持管理に関すること。
- (4) 次に掲げる事業を実施すること
 - ア 美濃焼の歴史及び文化に関する資料の収集保存及び展示
 - イ 美濃焼の歴史及び文化に関する調査研究及び普及啓発
 - ウ その他美濃焼ミュージアムの設置目的の達成に必要な事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- (6) その他「多治見市美濃焼ミュージアム指定管理者仕様書」のとおり

4 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

5 利用料金

美濃焼ミュージアムでは、指定管理者は、利用者が支払う利用に係る料金を、自らの収入とすることができます。

6 申請の手続

- (1) 提出書類
 - ア 指定管理者指定申請書（手続規則「別記様式第1号」）
 - イ 美濃焼ミュージアムの指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ウ 令和2年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
 - エ 平成31年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
 - オ 平成31年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

- カ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- キ 現に行っている業務の概要、団体の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- ク 法人にあっては登記簿謄本、非法人にあっては代表者の身分証明書
- ケ 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
- コ 手続規則第3条第1項第2号に該当していない旨を記載した誓約書（手続規則「別記様式第2号」）
- サ 手続規則第4条第3項第5号に規定する書類
- シ 仕様書4（1）に基づいた美濃焼ミュージアムの事業の実施に関する提案書

（2）提出部数

正本1部、副本10部を提出すること。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出すること。

（3）提出期限

令和2年6月30日（火）午後5時まで

（4）提出方法

直接、産業観光課窓口へ持参すること。郵送は不可とします。

（5）申請・提案に関する費用負担

申請・提案の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

（6）提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、申請書類及び提案書等は、複写することができるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

（7）提案書の変更

多治見市が一旦受理した提案書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

7 指定管理者候補団体の承認

（1）承認方法

提出書類に基づき申請資格を確認の上、審査基準等が反映されているかを多治見市産業・観光・駐車場指定管理者候補団体選定及び評価委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、承認を行います。なお、令和2年7月中旬に開催予定の選定委員会に出席を求めます（詳細は後日連絡）。

（2）審査基準等

評価項目及び配点は次のとおり。

審査項目		配分点数
1. 提案全体について		15
①	具体的で実現可能であるか（具体性・実現可能性）	5
②	市民との協働や関連団体との協力をしていくものか（協働性・協力性）	5
③	地域の社会的ニーズに合致しているか（提案性）	5
2. 提案の内容について		45
①	観光拠点としての魅力あるサービスが提供できるものであるか。地域の陶磁器関係者や観光施設、ギャラリー、観光事業者等との連携を図るなど、産業振興を図ることのできるものか。	10
②	多治見市文化財保護センターや図書館郷土資料室、その他近隣の博物館等との連携を図るなど、学術的な研究調査を基礎として正しく美濃焼の歴史と文化について周知できる企画展示や普及啓発事業を展開することができるか。	5
③	ミュージアム設立の趣旨にのっとった資料の収集保管、管理ができるものか。（収集方針の設定、計画的な収集、資料の整理、台帳作成、適切な保管管理）	5
④	美濃焼や企画展示に精通した学芸員による魅力あふれる集客力のある展示ができるものであるか。	5
⑤	効率的な広報、宣伝、PRを展開でき、集客の増大が見込めるものか。	5
⑥	ミュージアムで収集し保管管理する資料は広く市民の文化的資産であり、そうした使命、責務を認識したものであるか。	5
⑦	施設管理の内容は適切か。	5
⑧	施設管理の実施にあたり、環境への配慮がされているかどうか。	5
3. 収支予算書について		15
①	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。	10
②	収支予算書は適正であり、実現可能か。	5
4. 申請団体について		25
①	運営体制の基本的考え方はどうか。（受託への熱意、意欲。施設設置目的との整合性）	5
②	業務遂行能力は認められるか（人員確保、会計能力、事務処理能力、施設管理運営能力等）。美濃焼産地としての地域の状況を熟知しているか。	5
③	法人又は団体の安定性・継続性（財務・資金力・経営の安全性等）	5

④	個人情報の適正な取扱いなど法の遵守は適切になされているか。	5
⑤	企画催事など事業の実施実績はどうか。また、新たな企画催事に取り組む意欲は感じられるか。	5
合計点数		100

※上記審査項目について、提案書中のどこに記載されているかが分かるように、当該提案書事項の末尾に『審査項目1-①』、『評価項目4-⑤』等と記載してください。

8 管理に係る委託料

(1) 管理に係る委託料の額

ア 指定期間5年間の委託料の総額は151,845千円（消費税及び地方消費税を含む。）以下とし、収支予算書に記載された金額を参考に、協定で定めます。消費税及び地方消費税に想定外の変動等があった場合は、委託料の額を見直す場合があります。指定期間中の増額は認められませんので、留意の上、事業計画と収支予算を立案してください。

イ 美濃焼ミュージアムの建物の総合損害共済の分担金は市が負担します。ただし、収蔵資料に係る動産総合保険については指定管理者の負担とします。

(2) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年の3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して前払いで支払います。支払時期、方法等は協定にて定めます。

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、多治見市議会の議決が必要です。

選定した指定管理者候補者団体を指定管理者に指定する議案を議会に提案し、議決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画、書類審査及び選定委員会において明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

10 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

(1) 申請の辞退・選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず産業観光課に辞退届を提出してください。

選定結果通知後に辞退することは、理由の如何に関わらず認められません。万一、選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

(2) 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者候補団体として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補団体としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

ア 多治見市議会において指定にかかる議案が否決されたとき

イ 指定管理者等が破産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき

ウ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき

エ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

オ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

カ 要領に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき

キ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき

11. その他（留意事項）

(1) 指定の取消に伴う損害賠償

市長が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、市長は指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。また、取消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

12 問合せ先

多治見市経済部産業観光課 観光グループ

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話番号 : 0572-22-1250 (直通)

FAX番号 : 0572-25-3400

E-mail : sangyokanko@city.tajimi.lg.jp